資料編

策定体制
策定経過
審議会条例
審議会部会設置要綱
審議会運営規程
審議会委員名簿
諮問
答申
策定に関する規程
策定委員会名簿

KITANAGOYACITY

策定体制

審議会

市　長
・総合計画審議会に諮問
・審議会答申を踏まえて総合計画案をとりまとめ
・基本構想の議決を経て総合計画を策定

提案 →

← 議決

市議会
議決（基本構想）

諮問 ↓　↑ 答申

総合計画審議会
・地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関
・市長の諮問に基づき、市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項について調査審議
【組織】会長・副会長・委員（58名）
【構成】市議会議員・教育委員・農業委員・公共的団体の役員又は職員・学識経験者・公募者

行政部会	福祉部会	教育部会	建設部会
〔組織〕 部会長 副部会長 部員 〔事務〕 担当事項の審議	〔組織〕 部会長 副部会長 部員 〔事務〕 担当事項の審議	〔組織〕 部会長 副部会長 部員 〔事務〕 担当事項の審議	〔組織〕 部会長 副部会長 部員 〔事務〕 担当事項の審議

← 参画

市民
・審議会に公募委員として参画
・ワークショップへの参加
・市民アンケート調査への参加等々

意見 ↓　↑ 案提出

総合計画内部検討会

総合計画策定委員会
【組織】委員長・副委員長・委員
【構成】副市長・教育長・部長又はこれらの職に相当する職にある者及び委員長が指名する者

作業部会
【組織】部会長・副部会長・部員
【構成】次長級、リーダー級、主査の職にある者のうちから委員長が指名する

行財政部会
福祉健康部会
教育文化部会
基盤整備部会
防災環境部会

策定経過

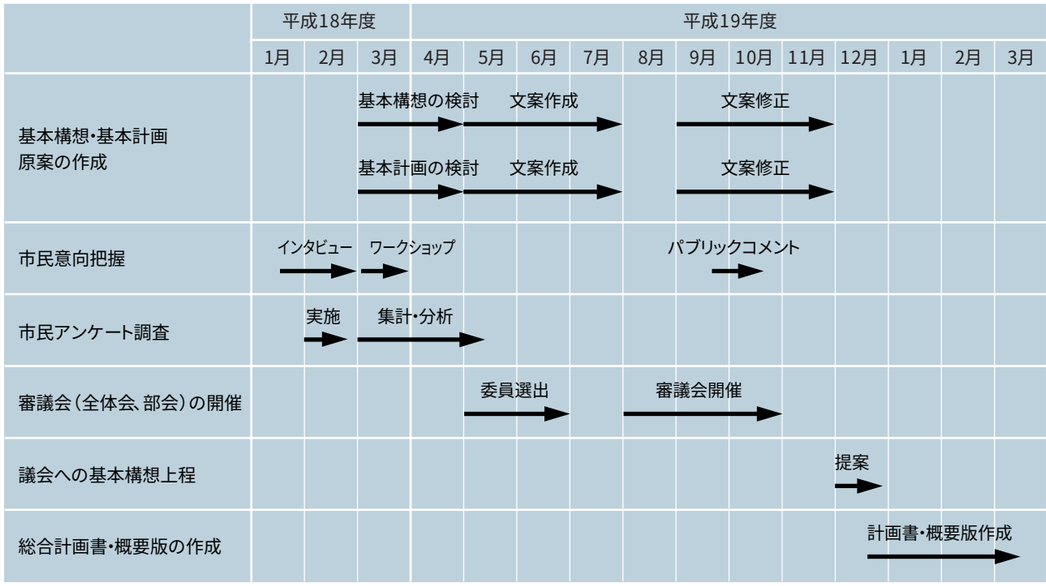

平成19年 1月13日	市長インタビュー	
1月上旬～2月下旬	市内6社の企業インタビュー	（対象）不動産、食品及び医薬製造業、食品スーパー、物流の事業者
2月8日～2月24日	市民アンケート調査実施	（対象）市内に居住する16歳以上の住民2,500人を無作為抽出（回収率45.6%）
3月8日～3月29日	市民ワークショップ実施	17人のメンバーにより3回開催
8月10日	第1回審議会	会長・副会長選出、総合計画（案）諮問
8月20日	第1回福祉部会	正副部会長選出、序論・基本構想、基本計画1-2医療までを審議
8月22日	第1回建設部会	正副部会長選出、序論・基本構想、基本計画2-2交通安全までを審議
8月24日	第1回教育部会	正副部会長選出、序論・基本構想、基本計画5-1学校教育までを審議
8月27日	第1回行政部会	正副部会長選出、序論・基本構想、基本計画6-1行政運営までを審議
9月　5日	第1回部会長会	各部会の審議結果報告、審議会の議案調整
9月　5日	第2回審議会	各部会の審議結果報告、序論・基本構想の審議
9月18日～10月6日	パブリックコメントの実施	市のホームページ掲載（Eメール、専用意見箱、郵送、FAXにて受付）
9月20日	第2回福祉部会	基本計画1-3児童福祉・次世代育成から1-5障害者（児）福祉までを審議
9月25日	第2回建設部会	基本計画2-3防犯から2-6市街地までを審議
9月27日	第2回教育部会	基本計画5-2生涯学習・青少年育成から5-4文化・芸術までを審議
9月28日	第2回行政部会	基本計画6-2行政改革及び6-3広報広聴・情報公開を審議
10月 6日	市民説明会開催	約250名出席（総合体育館）
10月 7日	市民説明会開催	約200名出席（文化勤労会館）
10月10日	第3回建設部会	基本計画2-8公共交通から4-3工業までを審議
10月11日	第3回教育部会	基本計画5-5男女共同参画を審議
10月12日	第3回福祉部会	基本計画1-6低所得者福祉・社会保険及び1-7地域福祉を審議
10月12日	第3回行政部会	基本計画6-4コミュニティ(自治会・地域活動)及び6-5ボランティア・NPOを審議
10月17日	第2回部会長会	各部会の審議結果報告、総合計画（案）の答申（案）を審議
10月18日	第3回審議会	各部会の審議結果報告、総合計画（案）答申
12月21日	12月議会定例会	基本構想議決

北名古屋市総合計画審議会条例

平成18年6月28日

条例第159号

（趣旨）

第1条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、北名古屋市総合計画審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条　市長の諮問に応じて、北名古屋市総合計画の策定に関する重要事項について審議し、答申するため、北名古屋市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第3条　審議会は、委員60人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

(1)　市議会議員

(2)　市教育委員会委員

(3)　市農業委員会委員

(4)　公共的団体の役員又は職員

(5)　学識経験者

(6)　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条　委員の任期は、第2条に定める答申を終了する時までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条　審議会に会長及び副会長を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　審議会の会議は、会長が招集する。ただし、初回の会議については、北名古屋市長が招集する。

2　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　会長は、会議の議長となる。

（部会）

第7条　審議会に必要に応じて部会を置くことができる。

2　部会に属する委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3　部会に部会長及び副部会長を置く。

4　第5条及び第6条の規定は、部会について準用する。

（意見の聴取）

第8条　審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に説明を求め、又は意見を聴くことができる。

（雑則）

第9条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中情報公開・個人情報保護審査委員会委員の項の次に次の1項を加える。

総合計画審議会委員	日額　6,000円

北名古屋市総合計画審議会部会設置要綱

平成19年5月15日
告示第182号

（設置）

第1条　北名古屋市総合計画審議会条例（平成18年北名古屋市条例第159号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、北名古屋市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に部会を設置する。

（部会）

第2条　部会の名称及び担当事項は、次のとおりとする。

(1) 行政部会

ア　行財政運営に関すること。
イ　広域行政に関すること。
ウ　情報提供に関すること。
エ　市民参画に関すること。
オ　地域づくりに関すること。
カ　上記のほか、北名古屋市行政組織条例（平成18年北名古屋市条例第5号。以下「組織条例」という。）に掲げる行政部及び行政改革推進室の事務に関すること。

(2) 福祉部会

ア　健康に関すること。
イ　医療に関すること。
ウ　地域福祉に関すること。
エ　高齢者福祉・介護に関すること。
オ　児童福祉・次世代育成支援に関すること。
カ　障害者（児）福祉に関すること。
キ　社会保障に関すること。
ク　上記のほか、組織条例に掲げる福祉部の事務に関すること。

(3) 教育部会

ア　学校教育に関すること。
イ　生涯学習に関すること。
ウ　スポーツ・レクリエーションに関すること。
エ　文化に関すること。
オ　男女共同参画社会に関すること。
カ　上記のほか、北名古屋市教育委員会の事務に関すること。

(4) 建設部会

ア　土地利用計画に関すること。
イ　公園緑地・河川に関すること。
ウ　市街地に関すること。
エ　交通基盤に関すること。
オ　上・下水道に関すること。
カ　農商工業に関すること。
キ　労働に関すること。
ク　災害防止・地震対策に関すること。
ケ　地域安全に関すること。
コ　環境衛生・生活環境に関すること。
サ　上記のほか、組織条例に掲げる建設部及び防災環境部の事務に関すること。

2　部会長及び副部会長は、担当部会以外の部会の会議に出席し意見を述べることができる。

3　部会長は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者を部会の会議に出席させ、その者に説明を求め、又は意見を聴くことができる。

4　部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

（部会長会）

第3条　審議上必要がある場合は、部会長会を開くことができる。

2　部会長会は、審議会の正副会長及び各部会の正副部会長で構成し、部会長会会長が招集する。

3　部会長会会長には審議会の会長が、副会長には審議会の副会長がこれに当たる。

4　部会長会会長は、必要があると認めるときは、部会長会員以外の者を部会長会に出席させ、その者に説明を求め、又は意見を聴くことができる。

5　部会長会会長は、部会長会の事務を掌理し、部会長会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

（雑則）

第4条　この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、審議会の会長が定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

北名古屋市総合計画審議会運営規程

平成19年8月9日
告示第228号

（趣旨）

第1条　この規程は、北名古屋市総合計画審議会（以下「審議会」という。）及び北名古屋市総合計画審議会部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条　審議会及び部会の会議は、公開とする。

（議長等の責務）

第3条　議長は、公平かつ公正な審議会及び部会が保持され、円滑に議事の進行が図られるよう努め、委員はこれに協力しなければならない。

（傍聴）

第4条　審議会及び部会の会議の傍聴については、別に定める。

（会議録）

第5条　議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製しなければならない。

(1) 開催日時及び場所
(2) 出欠席者の氏名
(3) 会議事項及び議事の要趣
(4) その他議長が必要と認めた事項

（雑則）

第6条　この規程に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、審議会の会長が定める。

附　則

この規程は、平成19年8月10日から施行する。

北名古屋市総合計画審議会委員名簿

（敬称略、氏名順）

審議会会長	黒川サキ子	北名古屋市議会議長
審議会副会長	天野　敏正	北名古屋市自治会長会会長

【行政部会】

部会長	加藤　博	北名古屋市行政改革推進委員会委員
副部会長	海川　恒明	北名古屋市議会議員
部会員	足立　達哉	公募委員
	天野　敏正	北名古屋市自治会長会会長
	太田　考則	北名古屋市議会議員
	大野　眞一	北名古屋市監査委員
	沖野　満	尾張中央ロータリークラブ会員
	桂川　将典	北名古屋市議会議員
	黒川サキ子	北名古屋市議会議長
	後藤　雅文	北名古屋市若宮自治会長
	鈴木　清彦	公募委員
	茶納　邦夫	北名古屋市議会議員
	牧野　孝治	北名古屋市議会議員
	松田　憲治	名古屋芸術大学広報企画部長・教授
	吉田　彩子	北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

【教育部会】

部会長	池山　健次	北名古屋市教育委員会委員長
副部会長	石間江美子	北名古屋市議会議員
部会員	磯村　陽子	公募委員
	井上　義彦	公募委員
	上野　雅美	北名古屋市議会議員
	大岡由利子	北名古屋市文化協会副会長
	神田　薫	北名古屋市議会議員
	佐藤　勝利	名古屋芸術大学人間発達学部教授
	佐藤　要	北名古屋市レクリエーション協会理事長
	塩木　寿子	北名古屋市議会議員
	徳永　敏枝	北名古屋市男女共同参画審議会会長
	林　冨士夫	北名古屋市体育協会会長
	堀場　弘之	北名古屋市議会議員
	渡邉　紘三	北名古屋市議会議員
	渡辺　俊博	北名古屋市小中学校PTA連絡会会長

【福祉部会】

部会長	山田　安光	北名古屋市社会福祉協議会会長
副部会長	大嶌　治雅	北名古屋市議会議員
部会員	石川　昌明	公募委員
	今村　達雄	西名古屋医師会会長
	大野　厚	北名古屋市議会議員
	金﨑　慶子	北名古屋市議会議員
	寺川　愛子	北名古屋市議会副議長
	豊田　恭子	北名古屋市保育園保護者会連絡協議会会長
	長岩　嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校校長補佐
	丹羽　利秋	北名古屋市民生委員協議会会長
	日栄　政敏	北名古屋市議会議員
	日比野昭一	公募委員
	柳澤　久	北名古屋市心身障害者福祉協会会長
	山口　清美	北名古屋市健康づくり推進員連絡会会長
	山田　金紀	北名古屋市議会議員

【建設部会】

部会長	小林　正行	西春町商工会会長
副部会長	沢田　哲	北名古屋市議会議員
部会員	青山喜代一	北名古屋市議会議員
	淺香　幸枝	南山大学総合政策学部准教授
	杉野　忠男	北名古屋市交通安全協会会長
	寺尾　允良	公募委員
	中山　金一	北名古屋市消防団団長
	長瀬　悟康	北名古屋市議会議員
	法月　章	北名古屋市議会議員
	平野　春雄	北名古屋市防犯協会会長
	平野　弘康	北名古屋市議会議員
	二村　嘉一	公募委員
	松田　功	北名古屋市議会議員
	松田　弘一	北名古屋市都市計画審議会委員
	渡邉　明	北名古屋市農業委員会会長職務代理者

北名古屋市総合計画諮問

１９北企第６６号
平成１９年８月１０日

北名古屋市総合計画審議会
会長　黒川　サキ子　様

北名古屋市長　長瀬　保　印

北名古屋市総合計画（案）について（諮問）

北名古屋市総合計画審議会条例第２条の規定に基づき、北名古屋市総合計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

北名古屋市総合計画答申

平成１９年１０月１８日

北名古屋市長　長瀬　保　様

北名古屋市総合計画審議会
会長　黒川　サキ子　㊞

北名古屋市総合計画(案)について（答申）

平成19年8月10日付け19北企第66号で諮問のありました北名古屋市総合計画（案）は、審議の結果、妥当なものと認めます。ただし、一部について、別紙のとおり修正を求めます。

なお、審議会における意見、要望等については、今後とも十分にご検討いただき、計画の実施において活かしていただくよう要望いたします。

北名古屋市総合計画の策定に関する規程

平成18年12月19日

告示第255号

（趣旨）

第1条　この規程は、北名古屋市総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画　市の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的な計画であり、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されたものをいう。

(2) 基本構想　市の将来目標及びこれを達成するための施策の大綱を示したものをいう。

(3) 基本計画　基本構想に基づき、市の基本的施策について策定するおおむね10年間の計画をいう。

(4) 実施計画　基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について策定するおおむね3年間の計画をいう。

（総合計画策定委員会の設置）

第3条　総合計画の策定に係る事務を円滑に進めるため、北名古屋市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の所掌事務）

第4条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 基本構想、基本計画及び実施計画の原案（以下「3原案」という。）を作成すること。

(2) 3原案の作成に関し必要な調査、指導及び調整を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、3原案の作成に関し特に市長が命ずること。

（委員会の組織）

第5条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2　委員長は副市長を、副委員長は教育長をもって充てる。

3　委員は、市の職員で部長又はこれらの職に相当する職にあるもの及び委員長が指名するものとする。

4　委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総括する。

5　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

（委員会の会議）

第6条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2　委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（作業部会）

第7条　3原案の作成において特に重要とする事項を調査し、又は研究するため、委員会に作業部会を置く。

2　作業部会は、部会長、副部会長及び部員をもって組織し、それぞれ市の職員で次長又はこれらの職に相当する職にあるもの及びリーダー又はこれらの職に相当する職にあるもの並びに主査の職にあるもののうちから委員長が指名する。

3　部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会における審議の状況及び結果を委員会に報告しなければならない。

4　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を行う。

（研究チーム）

第8条　部会長は、作業部会の事務を円滑に遂行するため、作業部会に研究チームを置くことができる。

2　研究チーム長は、部会長が指名する。

3　研究チームは、部員、その他から部会長が指名するものをもって組織する。

4　研究チームは、部会長の指示に従い調査又は研究を行う。

（雑則）

第9条　この訓令に定めるもののほか、総合計画の策定組織に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この規程は、平成18年12月20日から施行する。

北名古屋市総合計画策定委員会名簿

策定委員会

策定委員

◎は委員長、○は副委員長

職　名	氏　名
◎副市長	武市　重信
○教育長	吉田　文明
行政改革推進室長	新安　哲次
行政部長	阿部久邇夫
防災・環境部長	加藤　英夫
市民部長	栗木　　猛
福祉部長（福祉事務所長）	海川　和行
建設部長	岩越　久夫
教育部長	早瀬　　守
議会事務局長	加藤　公久
会計管理者	中山　忠夫

行財政部会

◎は部会長、○は副部会長

職　名	氏　名
◎財政担当次長	林　　俊光
○行政・人事担当次長	岩越　雅夫
税務担当次長	石黒　秀夫
行政改革推進室リーダー	石原　　龍
行政グループリーダー	長瀬　晴彦
人事・秘書グループリーダー	魚住　幸三
人事・秘書グループ秘書室長	熊澤　真澄
情報グループリーダー	六浦　寿夫
財政・管財グループリーダー	上條　正義
税務東グループリーダー	杉山　恭朗
税務西グループリーダー	吉田　英典
収納グループリーダー	松浦　一夫
会計グループリーダー	稲垣　幸利
会計グループ会計分室長	吉田　　正
議会グループリーダー	森　　喜好
監査事務局次長	水野　高作

福祉健康部会

◎は部会長、○は副部会長

職　名	氏　名
◎健康担当次長	池田　正敏
○市民担当次長	玉田　嵩士
福祉担当次長	池口　克八
児童担当次長	加藤　幹治
福祉指導次長	小山　　章
市民東グループリーダー	柴田　好通
市民西グループリーダー	長谷川源幸
福祉東グループリーダー	池山　栄一
福祉東グループ福祉センター長	早川　清澄
福祉西グループリーダー	清水　孝司
福祉西グループ指導監	稲森　　慎
児童グループリーダー	森　　幹彦
児童グループ保育士長	大野　敏子
児童グループ保育長	赤塚美代子
児童グループ児童館管理長	大野　栄子
児童グループ母子通園施設長	藤原　和子
健康グループリーダー	江口　照美
健康グループ西保健センター長	日栄和歌子

教育文化部会

◎は部会長、○は副部会長

職　名	氏　名
◎学校教育担当次長	吉田　光雄
○社会教育担当次長	平手　秀廣
学校教育グループ指導次長	大井　文徳
学校教育グループリーダー	桜井　健司
学校教育グループ指導監	森　　弘徳
学校教育グループ東給食センター長	大野　修義
学校教育グループ西給食センター長	堀場　　進
生涯学習グループリーダー	森川　幸夫
生涯学習グループ東図書館長兼資料館長	西尾　英明
生涯学習グループ文化勤労会館長	加藤　義信
生涯学習グループ西図書館長	井上　貞夫
スポーツグループリーダー	大野　正幸
スポーツグループ指導監	楠　　知文
スポーツグループ体育施設管理長	河野　博一

基盤整備部会

◎は部会長、○は副部会長

職　名	氏　名
◎産業・下水担当次長	坪井　克至
○建設担当次長	樋口　栄俊
産業グループリーダー	鈴村　昌弘
下水道グループリーダー	松岡　直樹
施設管理グループリーダー	山田　　茂
都市整備グループリーダー	水野　善裕
都市整備グループ指導監	尾関　健次

防災環境部会

◎は部会長、○は副部会長

職　名	氏　名
◎防災・環境担当次長	井上　隆夫
○環境グループリーダー	吉田　光重
防災グループリーダー	大野　紀夫
環境グループ環境保全センター長	堀場　正美
防災グループ主査	柴田　幹夫
防災グループ主査	山田　兼雄
環境グループ主査	川崎　洋次
環境グループ主査	柴山　晴明

財政計画研究チーム

◎はチーム長、○は副チーム長

職　名	氏　名
◎財政担当次長	林　　俊光
○財政・管財グループリーダー	上條　正義
行政改革推進室リーダー	石原　　龍
行政グループリーダー	長瀬　晴彦
人事・秘書グループリーダー	魚住　幸三
税務東グループリーダー	杉山　恭朗
税務西グループリーダー	吉田　英典

将来人口研究チーム

◎はチーム長、○は副チーム長

職　名	氏　名
◎福祉担当次長	池口　克八
○福祉東グループリーダー	池山　栄一
市民東グループリーダー	柴田　好通
市民西グループリーダー	長谷川源幸
福祉西グループリーダー	清水　孝司
児童グループリーダー	森　　幹彦

土地利用研究チーム

◎はチーム長、○は副チーム長

職　名	氏　名
◎建設担当次長	樋口　栄俊
○施設管理グループリーダー	山田　　茂
防災グループリーダー	大野　紀夫
産業グループリーダー	鈴村　昌弘
都市整備グループリーダー	水野　善裕
都市整備グループ指導監	尾関　健次
産業グループ主査	森　　康守
施設管理グループ主査	森川　義和
施設管理グループ主査	六浦　幹雄
都市整備グループ主査	日置　英治
都市整備グループ主査	大島　敏通
都市整備グループ主査	五藤　竹男

事務局

職　名	氏　名
企画・情報担当次長	舟橋　直樹
企画・広報グループリーダー	武市　　学
企画・広報グループ主査	後藤　忠司
企画・広報グループ主査	加藤　友英
企画・広報グループ主任	村瀬　雅彦
企画・広報グループ主任	鳥居　竜也